

# 新型コロナウイルス発生時に要する経費の 4分の3を補助します

## 補助金の対象者・限度額

市内の宿泊施設、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等を営む事業者

交付対象者区分		交付上限額
<b>宿泊施設</b> (旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受けている施設を営む者)	収容人数100人以上	<b>200万円</b>
	収容人数100人未満	<b>100万円</b>
<b>飲食店</b> (食品衛生法第52条第1項の規定により飲食業の営業許可を受けている者) 観光・娯楽・体験施設・小売店・交通待合所・生活関連サービス業・療術業	店舗面積が100㎡以上	<b>50万円</b>
	店舗面積が100㎡未満	<b>30万円</b>
<b>一般旅客自動車運送業</b> (道路運送法第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受け、事業を営む者)	1事業者あたり	<b>30万円</b>
<b>自動車運転代行業</b>	1事業者あたり	<b>30万円</b>

※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなします。

※県等から消毒等の指示・要請を受けている施設であること。ただし、市長が認めるものはこの限りではありません。

## 補助対象事業・経費

- ・発生後に必要となる施設内の消毒や清掃等に係る業務委託費用
- ・発生後に購入した消毒や防疫等に係る費用(消耗品・備品等を含む)
- ・発生時等に要した医療機関への搬送費用等

※消費税および地方消費税相当額は対象外となります。



### 対象期間

令和4年4月1日(金)～

令和5年3月31日(金)

○お問い合わせ先

《宿泊施設》 指宿市役所 観光課 観光企画係 (内線334・328)

《その他事業者》 指宿市役所 商工水産課 商工運輸係 (内線313・312)

☎0993-22-2111

FAX: 0993-23-4987

# 指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金について

この補助金は、指宿市内の宿泊施設、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等が、新型コロナウイルス感染症の発生時における消毒や清掃等の対応に要する費用について、市が経費の一部を補助する制度です。

## ■ 補助金の交付対象者及び対象施設

指宿市内における宿泊施設、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等を営む者で、納期の到来している市税の滞納がない者。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経営環境の悪化により、徴収猶予等の相談を受けている場合は、この限りではありません。

## ■ 補助額

### 補助対象経費の3/4以内

※区分により補助金上限額が異なります。詳細は、表面をご確認ください。

※消費税および地方消費税相当額は対象外となります。（申請時において、当該補助金に係る調達に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません）。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※市、県、国等からの同様の事由による補助金交付を受けている場合は、対象外とします。

## ■ 補助対象期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

※補助金交付申請書は、令和5年3月31日までにご提出ください。

## ■ 申請から補助金交付までの流れ

申請者（市内の事業者様）

### ● 交付申請に必要な書類

- 指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金交付申請書
- 指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金事業計画書
- 見積書（内訳がわかるもの）
- 営業許可証等の写し
- 非課税団体の場合は、納税基盤が免除であることが分かる資料  
※追加で資料の提供を求める場合があります。

① 交付申請

交付決定通知

### ● 事業の完了

- 指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金交付実績報告書
- 指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金交付事業実績書
- 領収書、その他支払いが確認できるものの写し
- 契約書、請求書、納品書等の写し（費用の内訳がわかるもの）
- 写真（委託業務等の実施内容が分かるもの）

② 実績報告

交付確定通知

### ● ご請求に必要な書類

- 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金交付請求書

③ 交付請求

補助金のお振込

指宿市

※事業計画等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

※実績報告は、事業が完了した日から起算して60日以内に提出してください。

## ■ 申請受付会場

会場：指宿市役所 観光課・商工水産課

## ■ お問い合わせ先

◀ 宿泊施設 ▶

指宿市役所 産業振興部 観光課 観光企画係 ☎ 0993-22-2111（内線334・328）

◀ その他事業者 ▶

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 商工運輸係 ☎ 0993-22-2111（内線313・312）

手続きはどのようにすればいいのかなど、ご不明な点はお気軽にご相談ください。



※申請や実績報告に必要な書類の様式は、指宿市ホームページからダウンロードできます。

市HP（<https://www.ibusuki.lg.jp/main/>）から ホーム > まちづくり・産業・労働 > 観光 の順でお求めください。